

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	合同会社興隆寺 (仮称) 興隆寺農家レストラン新築工事設計業務		
審査の日時	令和4年7月22日(金) 14時00分～		
審査の場所	淡路市役所 1号館2階 大会議室②③		
予定価格	契約予定金額		
¥7,100,000-	¥7,040,000-		
当選基準点(当選要件)	420点(評価点合計の6割)		
候補者名	株式会社ヴェネックス	総合点	489.29点
番号	提案者氏名(五十音順)	候補者の選定理由	
1	株式会社 MuFF	技術評価点、価格評価点についても高得点で、本業務を遂行するために必要な企画力、技術力に優れており、類以の設計実績もあることから、当該農家レストランのイメージに合致した設計が期待できるため、最優秀候補者は「株式会社ヴェネックス」が適当であると認める。	
2	株式会社ヴェネックス		
3			

契約予定金額 ¥7,040,000.- (うち消費税及び地方消費税相当額¥640,000.-)

<プロポーザルに参加する者に必要な資格>

(1) 提案事務所は、次のア～スまでの全ての要件を満たしていること。

- ア 令和4年度及び令和5年度の淡路市競争入札参加資格者名簿において、測量・建設コンサルタント、建築工事(意匠)及び建築工事(構造)に登録があること。
- イ 本業務の受託候補者決定の日までに淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の受託候補者決定の前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者
 - (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (ウ) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号)第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- オ 公告の日から、参加表明書等の提出期限までの期間に、建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者
- カ 国税又は地方税の滞納をしていない者
- キ 提案事務所の代表者(注1)が所属又は代表する設計事務所が建築士法第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。

- ク 提案事務所の代表者が所属又は代表する設計事務所が平成24年4月1日以降に施設本体が竣工した、延床面積80㎡以上の飲食店の新築又は改修の設計業務を受注した実績を有していること。(単独・元請としての実績があるものに限る。)
- ケ 提案事務所の代表者は、本業務が完了するまで本業務を責任もって総括する立場にある者(以下「管理技術者」という。)1人を配置すること。
- コ 管理技術者及び主任技術者(注2)はこれを兼任することができる。(注3)。
- サ 管理技術者及び建築(意匠)の分野の主任技術者は、一級建築士であること。
- シ 管理技術者及び配置予定技術者は、参加申込書の受付日以前に、提案事務所又は協力事務所と直接雇用関係を有していること
- ス 管理技術者は平成24年4月1日以降に施設本体が竣工した同種又は類似の新築又は改修工事設計業務の実績を有すること。
- (ア) 同種業務とは、平成24年4月1日以降に施設本体が竣工した、延床面積80㎡以上飲食店の新築又は改修に係る設計業務をいう。
- (イ) 類似業務とは、平成24年4月1日以降に施設本体が竣工した、延床面積80㎡以上の店舗、料理店、スーパーマーケット等(平成31年国土交通省告示第98号、別添二、五第1類に該当するもの)の新築又は改修に係る設計業務をいう。
- (2) 協力事務所は3(1)のイからカまでの全ての要件をみたしていること。

履行場所 淡路市 興隆寺 地内